

秘

石炭非常増産対策要綱（案）

昭和廿二年十月三十一

二二一〇一

敗戦後における我が國の經濟再建のためには政府は一般産業一般國民の耐え難き犠牲の下にその最も基礎をなす石炭部門に対しあらゆる方面において最大限度の措置を講じて来た。これによつて石炭の生産は徐々に立ち直つて来つた。あるけれども、而も尚その恢復は未だ所期の効果を挙げるに至らない。

この事態に對して政府は勿論経営者も又労働者も深く反省しなければならぬところであるが、今回マクアーサー総司令官より総理大臣に宛てられた書簡に應え、この窮境を打開するため、政府は新たなる決意を以て石炭の増産

に關する諸施策を刷新すると共に炭産労働者及経営者の従
来に勝る努力により、石炭の急速な増産を図らんとするも
のである。

第一 基本方針

一 石炭増産に關する最重要主義は今後に於ても引続き
一層確實迅速に推進する。特に既定の施策の実績を検
討し不徹底且つ不充分な点は各所管官廳に於て責任を
以て急速に改善実行する。

二 我が國經濟の實勢に鑑み現在の物價並みに賃金水準
は飽く迄これを堅持するものとし炭産の引上は当面之
を行はざい。従つて経営の收支均衡、労働賃金の増收
は専ら炭産経営の徹底的改善及び生産効率の向上に

よる生産の増大によることとする。

三 出炭能力を最高度に發揮せしめる爲に坑内設備及労働
力の充實、労働規律の確立並に廿四時間制の完全実
施を強力に推進する。

四 高能率を發揮する労働者特に坑内労働者を優遇する
爲給與其の他の処遇について特別の措置を講ずる。

第二 要領

一 二十四時間制の推進

(一) 切羽遊休時間の有効利用により出炭力を増進せし
めると共に、切羽進行速度を増大せしめ、作業の正
常化による能率の向上を図る爲、三文代制を勸奨し
少くとも二方採炭及三方採炭の實施を推進する。

物資を含む。の特配分は、一般的且つ特権的をもの
でなくして試実なる勤労に依る損耗の補充と報償を目
的として之を行ふことを明確にする様配給制度を確
立すると共に所管官廳において責任を以て之を確保
する。

尚炭鉄現場における措置にして、増産の効果を挙
げ得ないでゐるものは、此の際徹底的に是正する。

三 労働組合の健全化

労働組合の自主性の確立と民主的運営により、その
健全強化を促進する。

四 紛争の早期平和的解決

紛争の早期平和的解決を図るため權威ある石炭に

関する特別の労働委員会を設置する。

五 炭鉄生産設備の緊急補修整備

炭鉄の生産設備の荒廃が直接出炭力を低下せしめ
居るのみならず、労働者の生産意欲を挫打して居る実
績に鑑み之を整備に一段の力を注ぐ必要のあるは特に
生産設備の主幹をなす運搬設備を緊急に補修増強する
爲の資金資材の優先的取扱を更に一段と強化する。

六 技術其他専門技能の最高度結集

各炭鉄の生産能力及び其の科学的管理方策等の基礎
的事項を調査研究せしめると共に、之を実地應用の指
導の任に当らしめるため炭鉄技術者を全体とする權威
ある團體の協力を求める。

之に要する経費は国庫において支弁する。

七 新炭鉱、新炭層の開発

新炭鉱、新炭層の開発に關しては所要の機構を整備し、これを推進するものとし、要すれば産業復興公団を以て急速に実施せしめらる。

八 前記増産対策に關稱し措置すべき事項

(一) 横流れ、欠斤の防止

石炭の非常増産に關稱し、石炭の正規供給以外の不正行為及欠斤は嚴にこれを取締り違反者に対しては斷乎たる措置をとる。

(二) 速かに従業員の帰趨を明瞭ならしめ人心の安定を図ると共に経営方針の見透しを明確ならしめるため

九

石炭鉱業に關する財閥解体の実態を明確にする。

以上の各施策は、従くまで経営者及び労働者の自主的協力に俟つて推進せんとするものであるが石炭生産の緊急性に鑑み、尚所期の成果を挙げ得ない場合において、必要な法的措置を講ずる決意である。尚故意の妨害者に対しては斷乎たる方針を以て臨む。

